

「国籍取得」と「帰化」

JJ1SXA/池

日本国籍を取得し日本人になるためには、「国籍取得」、「帰化」とがあり、両方とも日本国籍になるための手段ですが、法律的には違っています。

日本国籍を取得する原因には、「出生」、「国籍取得」、「帰化」の三つがあり、「出生」によるとは、日本人の父母から生まれ、「出生届」を提出すれば日本国籍を取得します、これは一般的であり当たり前のことです、「国籍取得」は、国籍法第3条と第17条に定められており、一定の要件を満たす者が、法務大臣に対して届け出ることによって、日本国籍を取得するという制度ということのようです、日本人の父母から生まれたが、外国で生まれたため外国籍になっているような人とか、外国人の父と日本人の間に生まれた人たちが日本国籍を取る時の手段です、「帰化」というのは、外国人が、日本国籍の取得を希望する意思表示をし、それに対して、国籍法第4条から第9条までの定めに基づき、法務大臣の許可によって日本の国籍を与える制度です。

民進党の蓮舫議員の二重国籍問題が話題になり、彼女の弁明が二転三転、支離滅裂で混乱しました、今も燻っています。

彼女は台湾人の父と、日本人の母の間に生まれており、「日本国民である母と父系血統主義を採る国の国籍を有する父との間に生まれた子」にあたり、父系主義の旧国籍法では自動的に父親の国籍(台湾籍)だったはずですが、その後国籍法が改正されて1985年から国籍取得ができるようになったので、母親の戸籍に入り日本国籍を取得したようです、これで日本国籍と台湾国籍の二重国籍者になったと思われます。

彼女は、当時未成年ですから、台湾籍離脱の手続きはできなく成人後22歳までに台湾籍離脱の手続きをしなければ二重国籍者のままです、この時外国人である父が帰化の手続きをすれば一緒に帰化できたが、父は帰化手続きをしていないので彼女は帰化では無く、日本国籍を取得しただけの単なる二重国籍者だったのだ、成人後の22歳までに、台湾籍離脱の手続きをし、国籍選択を「宣言」し、届をすれば、晴れて、二重国籍者では無い「日本人」になれたのだ(「戸籍謄本にも宣言日」が記載される)。

だが、彼女はこれをしていなかった、意図的か無知によるものかは預かり知りませんが、かつて、公式のホームページに帰化したと記載していたが間違いだ、最初の国政選挙の立候補時、選挙公報にも帰化したと経歴欄に書いている、これは違うので明らかに経歴詐称の公職選挙法違反だが、時効になっている。

日本は、二重国籍者は国会議員になれないとの決まりは無いが、二重国籍者は外交官にはなれないという決まりはある、二重国籍は、国籍法第14条で国籍選択をしろと決められているが罰則は無い、何かおかしい法律がまかり通っているものだ。

ただ、上記の経緯の中で見ると、彼女は日本国籍をどれだけ大事にしているかは疑問だし、それが無知のなせる業とすると、青学大法学部卒・法学士の肩書が泣く、もし意図的とするとかなり悪質だ(台湾籍を売りにしていた時期があるので可能性は大だ)